

キャンペーン割引定義書【キャンペーン割（2018年夏版（特別高圧・高圧））】

キャンペーン割引定義書【キャンペーン割（2018年夏版（特別高圧・高圧））】（以下「本定義書」といいます。）は、東京ガス株式会社（以下「当社」といいます。）の小売供給約款、小売供給契約申込書兼契約書または小売供給契約書にもとづき計算される電気料金の一部を割引（以下「キャンペーン割」といいます）する取り扱いを定めたものです。

1.実施期日

本定義書は2018年7月13日より適用します。

2.定義

小売供給約款に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用します。

3.適用条件

当社は以下のすべての条件を満たす場合に、「キャンペーン割」を適用します。なお、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。また、以下に該当しても、他キャンペーンと重複する場合等、対象外となる場合がございます。

- ①法人・個人事業主であること。
- ②新たに当社との間で特別高圧・高圧の小売供給契約（常時供給電力を含むものに限り）が成立していること。
- ③当社所定の方法で申し込みを行い、2018年7月13日から2018年9月26日までに②の契約が成立していること。
- ④2019年1月31日までに②の契約に基づく需給が開始されること。

4.適用期間

- (1)キャンペーン割の適用開始日は、3.適用条件に定める適用条件を満たす小売供給契約の需給開始日と同日とします。
- (2)キャンペーン割の適用期間は、(1)に定める適用開始日から起算して、3ヶ月目の同日に相当する日の前日までとします。ただし、3ヶ月目の同日に相当する日が存在しない場合は、3ヶ月目の月末日の前日までとします。なお、適用期間の終了にあたっては、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付は行いません。

5.割引内容

- (1)当社は、電気料金の算定期間の初日が、キャンペーン割の適用期間に属する場合、原則として当該算定期間の電気料金の計算に(3)の割引内容を適用します。
- (2)(1)にかかわらず、需給開始後初回の電気料金の計算においては、(3)の割引内容を適用します。
- (3)割引額は、キャンペーン割が適用される小売供給契約の常時供給電力の契約電力に割引単価を乗じた額とします。割引単価は、基本料金単価（税込）に0.1を乗じた額とします。なお、割引単価の小数点第3位を切り上げとします。
- (4)キャンペーン割が適用される小売供給契約に日割計算が発生する場合は、(3)の割引額においても、小売供給約款第7条(3)と同様に計算します。

6.適用廃止

当社は、以下の場合には事前の告知なくキャンペーン割の適用を廃止します。

- (1)キャンペーン割の適用期間内に契約内容を変更し、適用条件を満たさなくなった場合。その場合の適用廃止日は、変更後の契約の適用開始日の前日とします。
- (2)小売供給契約が解約された場合。その場合の適用廃止日は、小売供給約款第 17 条(2)による解約日とします。
- (3)当社が小売供給契約を解除する場合。その場合の適用廃止日は、小売供給約款第 21 条による当社指定の期日とします。
- (4)(1)から(3)以外の事由による場合。その場合の適用廃止日は、お客さまと当社で協議の上、別途定めます。

7.本定義書の変更及び廃止

- (1)当社は、本定義書を変更する場合には、小売供給約款第 2 条(小売供給約款の変更)に準じます。
- (2)当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3)本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、小売供給約款第 2 条(小売供給約款の変更)(2)および(3)に準じます。

以上